

木村謙蔵議員に対する再度の辞職勧告決議

三浦市議会は、「市民に開かれた、市民のための議会」を目指し、不断の努力を重ねることを三浦市議会基本条例で決意している。

木村謙蔵議員は、今定例会に提出された「木村謙蔵三浦市議会議員の不正疑惑の解明に関する陳情」の委員会審査当日、陳情者を被告とする訴状を準備し、委員会開会前に、その写しを付託先である総務経済常任委員会の正副委員長に提示した。さらには、同じ書面を同日中に報道機関に発表している。

この陳情は継続審査となり、今後も委員会審査が行われることが決定している。今回、木村謙蔵議員が行ったことは、今後の委員会の正常な審査を妨げるものであると同時に、三浦市民が三浦市議会に陳情を提出する機会の妨げにもなる、許されない行為である。

木村謙蔵議員は平成28年3月、本会議の休憩中に、傍聴に訪れた市民に対して暴言を吐くという前代未聞の行為を行い、このことに対しては同年6月に全会一致で辞職勧告決議がされている。

今定例会、9月26日に開かれた全員協議会では、先に述べた行為のほか、市職員に対する度を越した言動が確認されていることから、改めて議員としての資質を欠いているものと言わざるを得ない。

よって、三浦市議会は、再度、木村謙蔵議員に対し、速やかに議員の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

平成30年9月28日

三浦市議会